

○農林水産省告示第千二百三十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十一号（オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

- 一 中 「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改め、「きゅうり」を削り、「ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロン」を「及びぶどう」に改める。
- 二の（一）中 「オランダ王国」を「オランダ」に改め、同（一）の「ア及びエ」中 「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改め、同二の（二）中 「オランダ王国」を「オランダ」に改め、同（二）の「ア」中 「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改める。
- 四の（一）並びに六の（二）及び（三）中 「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改める。